

男女 共同参画 の視点

意識から行動へ ～男女が響き合うまち成田をめざして～

男性も女性も人権が尊重され、その個性と能力が十分発揮できる社会の実現を目指して、市では平成23～27年度の5年間を計画期間とした「第2次成田市男女共同参画計画」を策定しました。

今回は、「基本目標1. 男女の人権の尊重」の主要課題と、その施策について紹介します。

○主要課題1「男女共同参画に向けた意識づくり」

男女共同参画の視点に立った各種講座・教室を開催するほか、市の広報紙や情報紙を通じた情報提供や意識啓発を推進します。

○主要課題2「一人ひとりを大切にする教育・学習の推進」

家庭や地域社会での固定的な役割分担を見直すための教育や学習機会を提供し、男女平等教育や国際理解・国際交流を推進します。

○主要課題3「あらゆる暴力の根絶」

駅前番所・移動えきばんの運用や自主防犯活動の推進などにより、あらゆる人権侵害や暴力の発生を防ぐ環境を整備します。また、女性のための相談・DV相談などの各種相



談業務を充実させ、被害女性支援に向けた連携体制の構築を図ります。

※男女共同参画に関する意識調査報告書、第2次男女共同参画計画は、各公民館、企画政策課ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/kikaku/index0003.html>)で見ることができます。くわしくは同課(☎20-1500)へ。

消費生活 相談

Q&A

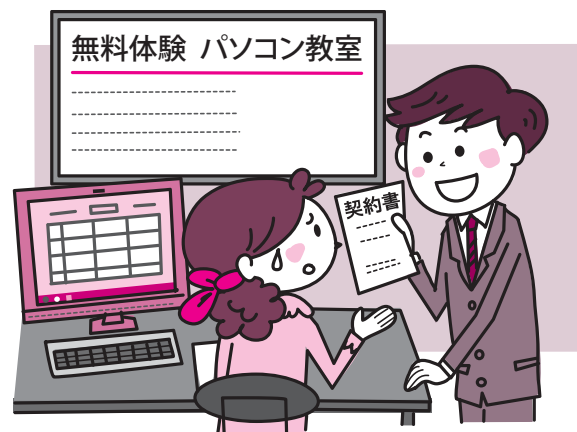
パソコン教室の契約と クーリング・オフ

Q 5日前、無料体験教室の広告を見て、パソコン教室に行きました。入会は少し考えてからにしようと思っておりましたが、勧められるままに契約してしまいました。しかし、入会金・1年間の受講料・テキスト代を含めて20万円と高額な上、通うのも大変なので解約したいのですが、クーリング・オフはできますか。

A 期間が2カ月を超え、金額(入会金や受講料のほか、テキストなど関連商品の代金も含めた総額)が5万円を超えるパソコン教室の契約は、特定商取引法の「特定継続的役務提供」に当たり、契約書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフが可能です。

このケースはいずれの条件も満たしているため、クーリング・オフの対象となります。はがきに解約する旨を書き、両面のコピーを取って、「特定記録郵便」など、記録の残る方法で送付しましょう。

また、このケースの場合、クーリング・オフ期間が過ぎてしまっても、契約期間内であれば、すでに提供されたサービ



スの対価と解約手数料を支払うことで中途解約することができます。

事業者が消費者に請求できる解約手数料には、上限が定められています。パソコン教室の場合、サービス提供開始前であれば1万5,000円で、サービス提供開始後は、「5万円が契約残額の20パーセントのいずれか低い額」となっています。「特定継続的役務提供」の対象となる契約をするときは、中途解約についてもよく確認しておきましょう。

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。